

札幌市文化芸術振興条例の一部を改正する条例案

平成 29 年（2017 年）11 月 29 日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市文化芸術振興条例の一部を改正する条例

札幌市文化芸術振興条例（平成 19 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 題名を次のように改める。

札幌市文化芸術基本条例

- (2) 前文中「の振興についての」を「に関する施策についての」に、「の振興に関する」を「に関する」に改める。

- (3) 第 1 条中「の振興に関し」を「に関する施策に関し」に、「の振興に関する」を「に関する」に改める。

- (4) 第 2 条第 1 項中「の振興」を「に関する施策の推進」に改め、同条第 2 項中「の振興」を「に関する施策の推進」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第 3 項中「の振興」を「に関する施策の推進」に改める。

- (5) 第 3 条及び第 5 条中「の振興」を削る。

- (6) 第 6 条第 1 項中「の振興に関する施策」を「に関する施策」に、「の振興に関する基本的」を「に関する施策に関する基本的」に改め、同条第 2 項第 1 号中「の振興」を「に関する施策の推進」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「の振興」を削る。

- (7) 第 7 条の見出し中「を振興する」を「に関する施策を推進する」に改め、同条第 1 項中「の振興」を「に関する施策の推進」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

- (8) 第 9 条中「の振興」を削り、「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。

- (9) 第 10 条中「の振興」を「に関する施策の推進」に、「かんがみ」を「鑑

み」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (理 由)

文化芸術振興基本法の一部改正の趣旨を踏まえ、条例の題名を札幌市文化芸術基本条例に改めるとともに、文化芸術の振興に係る施策のみならず、関連分野と連携した施策も条例の対象となることをより明確にする等のため、本案を提出する。